

平成23年(行ウ)第82号 不受理処分取消等請求事件
原告 塚本協子 外4名
被告 国外1名

第 1 準 備 書 面

2011年(平成23年)2月18日

東京地方裁判所 民事第3部A2係 御 中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 柳 原 富 士 子		弁護士 小 島 延 夫	
弁護士 打 越 さ く 良		弁護士 大 谷 美 紀 子	
弁護士 折 井 純		弁護士 金 塚 彩 乃	
弁護士 川 見 未 華		弁護士 橘 高 真 佐 美	
弁護士 塩 生 朋 子		弁護士 竹 下 博 将	
弁護士 瀧 上 陽 子		弁護士 吉 岡 睦 子	

上記当事者の頭書事件につき、原告らは、下記の通り準備する。

記

1 訴状52頁の「5 行政訴訟の被告について」との表記について

この表記は、「5 国家賠償請求訴訟の被告について」の誤りであるので、その

2 本件不受理処分の取消の訴えと戸籍法121条ないし125条との関係について

戸籍法121条は、戸籍事件について、市町村長の処分について、家庭裁判所に不服の申立てをすることができるとし、同法123条は、同法124条に規定する処分以外の処分について、行政不服審査法の適用を排除するものである。

本件不受理処分は、戸籍法124条に規定する各処分に該当しないことは明らかであるので、同法124条及び同法125条による審査請求前置主義が適用されず、別の不服申立を経ることが義務づけられていない。

また、そもそも、本件不受理処分が、婚姻の成否という権利義務を形成するものである以上、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分」に該当するものであることは明らかであり、さらに、その処分についての裁判事件が「終局的に当事者の主張する実体的権利義務を確定することを目的とする訴訟事件」（最決昭和45年6月24日民集24巻6号610頁）に該当することは明らかである以上、憲法82条により、公開の法廷による訴訟及び判決が保障されているものである。

文理解釈上も、戸籍法123条は、行政不服審査法の適用を排除しており、行政不服審査の手續に代えて、非公開の家庭裁判所での審判という手續による、不服申立審査を定めたものと解され、公開の法廷による訴訟手續を排除しているものではない。また、本件の不受理処分について、行政事件訴訟法上の取消訴訟以外に、公開の法廷による特別な訴訟手續も存在していない。

したがって、本件の不受理処分は、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分」として、行政事件訴訟法にしたがい、最終的にその処分の適法性が審査されるべきものである。

以上